

令和8年4月7日

令和8年度学校図書館一般市民開放要項

秋田県立横手城南高等学校

1 目的

学校図書館を一般市民に開放し、地域に開かれたものとすることにより、生涯学習に貢献し、保護者や地域住民との連携を一層深め、学校図書館の活用の充実を図る。

2 開館日等

(1) 開始日 令和8年5月7日(木)

※利用可能日および利用可能時間を本校ウェブサイトで周知する。

(2) 開館日 月～金 10:30～12:30、13:30～16:30

(3) 閉館日

- ・学校の行事等の都合により利用不能の日(授業で利用する場合も含む)
- ・学校司書が不在の日
- ・土日、祝日、学校閉庁日

※学校の諸事情により、急遽閉館となる場合もある。

3 利用に係る手順

(1) 一般市民利用者は、事務室窓口にて、図書館利用の旨を伝え、次の手続きを行った上で校舎内に立ち入る。

① 本人確認できる資料等(免許証、マイナンバーカードなど写真のある資料)の提示及び「図書館利用申請書」の記入 ※初回のみ。

・2回目以降は「図書カード」の提示

② 「来校者名簿」への必要事項の記入

③ 来校者名札の受け取り

(2) 一般市民利用者は、事務室にて、次の手続きを行った上で退校する。

① 「来校者名簿」への必要事項の記入

② 来校者名札の返却

(3) 一定期間利用がない場合は、図書カードを無効とする。(再登録必要)

4 貸出し・返却の仕方

(1) 貸出し

貸出し希望図書をカウンターに持って行き、コンピュータ処理を依頼する。

(2) 返却

貸出し図書をカウンターに持って行き、コンピュータ処理を依頼する。

※ 閉館時は、事務室に返却する。

5 一般市民来校時の学校の対応

(1) 一般市民利用者が来校した際には、必ず事務室から職員室に連絡をする。

(2) 一般市民利用者が来校している場合、必ず定期的に（1 時間に 1 度程度）図書館及び校内の巡回を行う。

・状況に応じて複数で対応する。

・対応優先順位

① 教頭 ②図書部職員 ③生徒指導部職員

6 貸し出し規定

(1) 利用者は、原則として秋田県県南地区在住の一般市民とする。

(2) 図書の貸出し期間は 2 週間とし、1 人 2 冊までとする。

(3) 新刊と人気のシリーズ、移動図書館は貸出し禁止とする。（生徒を優先するため）

(4) 延滞者には、返却するまで貸出しをしない。

3 週間以上延滞した場合には、原則として学校司書が、返却督促の電話連絡を行う。

(5) 図書等を紛失または汚損した場合は、原則として、本人が同一図書等を現物で弁償する。

7 図書館利用の心得

(1) あくまで学校の利用を優先するものであること。

(2) 学校の行事等の事情により、急遽閉館となる可能性もあること。

(3) 返却日を必ず守り、無断で図書等を持ち出さないこと。

(4) 利用した図書等は元の場所に戻すとともに、丁寧に扱うこと。

(5) 利用した机・椅子、机上等は、適切に片づけること。

(6) 他の人の迷惑となる行為をしないこと。

(7) 利用に際しては、必ず教職員の指示に従うこと。